

掲示期間 04.01-04.10

新潟市告示第254号

## 新潟市黒埼市民会館使用料の徴収業務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市黒埼市民会館使用料の徴収業務を令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間、次のとおり委託しましたので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年 4月 1日

新潟市長 中原 八一

徴収業務を行う場所	徴収業務受託者
新潟市西区鳥原909番地1 新潟市黒埼市民会館	株式会社 北日本ビルサービス 代表取締役 鈴木勝彦